

産業競争力会議 実行実現点検会合（第24回）

（立地競争力・国際展開）

（開催要領）

1. 開催日時：2015年6月2日（火） 14:30～15:30
2. 場 所：合同庁舎4号館共用第1特別会議室
3. 出席者：

西村 康稔 内閣府副大臣

岡 素之 住友商事株式会社相談役

佐々木則夫 株式会社東芝取締役副会長

竹中 平蔵 慶應義塾大学総合政策学部教授

高橋 進 経済財政諮問会議 議員

福田 隆之 新日本有限責任監査法人

インフラストラクチャー・アドバイザーグループ

インフラ・PPP 支援室室長

（議事次第）

1. 開 会
 2. PPP/PFI の活用促進に係る論点整理等について
 3. 閉 会
-

（西村内閣府副大臣）

既にPPP/PFIあるいはコンセッションについては、かなり議論を深めていただいているところであり、一定の方向性も出ているが、これまでの検討結果を各府省から説明いただき、この月末を目途に取りまとめを考えている日本再興戦略の改訂版にどのような形で反映をし、コミットしていくかという、最終の取りまとめ段階に来ている。

そういったことを念頭に置きながら、ぜひ、検討結果を示していただきたいと思っており、また私どもとしては、しっかりと具体的な形で書き込んでまいりたいと思っておりますので、民間議員の皆様方もよろしくご意見申し上げます。

(竹中議員)

資料1をご覧いただきたい。これまでの議論で積み残しになっているものの、PPP/PFIの活用促進に必要とされている政府の取組を、皆さんと議論させていただいた上で、民間議員の意見として取りまとめた。

まず、第1に地方公共団体のコンセッション事業に対するインセンティブ。2つ目が、コンセッション事業に協力する地方公共団体に対するインセンティブ。3つ目は、コンセッション実施後の地方公共団体へのインセンティブ。そのほか、一連の議論の中で必要性が指摘された提案、地方からの提案も聞いているので、それをまとめたつもりである。

関係省庁の皆さんから、民間議員の提案について、最終的な意見をいただいて、明確に、賛成、反対も含めて意見を伺いたい。議論するのは、最後になると思うので、忌憚なく意見をいただき、我々も忌憚なく意見を申し上げたい。

(持永内閣府 PFI 推進室長)

民間議員ペーパーの1ページ目の1. の2番目の矢印のところであるが、匿名組合等を用いた導管性スキームの話である。

これについては、まさに、今、導管性が認められている合同会社等のスキームを活用する方向で、自治体、関係省庁とも既に話を始めている。これがきちんとしたスキームで使えるように引き続き課題を整理して改善事項があれば、改善していきたい。

2つ目は、民間議員ペーパーの1ページ目の一番下の地方創生の新型交付金である。これについては、今、内閣府と、まち・ひと・しごと創生本部事務局で調整に入ったところである。引き続き調整していきたい。

3番目は、運営権対価を一括で払うという話である。この中の、特に後段の引当金の導入等のところについて、政府部内でいろいろ調整している限りにおいては、なかなかすぐにできる状況にはなっていないというのは事実ではあるが、いずれにしても、自治体のスキームを実現させるというのが私どもの立場、使命であるので、自治体のほうで考えているスキームをきちんと伺いながら、解決策を見出していくように努力したい。

それから、特区等を活用というところは、自治体やコンセッションをやる事業者の要望を踏まえて、後で出てくるが、私どもも窓口機能ということも言われているので、関係省庁への調整も含めて対応していきたい。

数値目標等について指摘いただいているが、経済財政諮問会議でも同様の指摘をいただいております。今後、数値目標、それから、重点分野についても検討していかなければならないので、指摘の点を踏まえながら検討していきたい。

最後、内閣府の窓口機能、相談機能ということで、私どもまだまだ不十分という指摘は甘受するが、そういう指摘を受けないようにきちんと機能強化していきたい。

(真鍋国土交通省住宅局住宅総合整備課長)

公営住宅制度の特性と、現在および今後の取組について説明してまいりたい。公営住宅の特性を理解いただいた上で、今後の検討の参考としていただければと思う。

公営住宅制度については、低所得者の方、収入の低い方を主に入居させる賃貸住宅として、国の補助を受けて公共団体が整備、管理するという社会的な性格を持つ住宅のことである。国は公共団体に対して公営住宅の整備や改修の費用、家賃を低廉化するための費用について補助金で支援するという仕組みをとっている。入居できる方は収入の低い方、一定の基準以下の方とさせていただいている。

公営住宅の家賃の仕組みは、若干複雑になっているが、団地単位で決まっているわけではなく、入居世帯の収入や家族構成、住宅の立地、規模、築年数、設備のある、なしというようなことに鑑み、応能応益という考え方をとっている。そうした入居者と住宅の特性に合わせた家賃水準を定めて、最終的には公共団体が条例で個別の世帯ごとに決めていく。

こうしたことから、既にもう民間事業者に管理を相当程度委ねているが、民間事業者が、個々の住宅の家賃を自由に上げ下げするということはできない。これについては、前回、福田氏からも指摘があったとおりである。

次に、公営住宅は、現在、全国で216万戸ほどある。その6割以上が、築30年以上の老朽化したものであり、まさに建替えや改修の必要性が叫ばれているところである。入居者の実態を見てみると、60歳以上の高齢者の方が、6割ぐらいで、入居者の高齢化が大変進んでいる。さらに、入居者の収入を見ると、非常に低額の所得の方、収入の少ない方が多くなっているという現状である。こういう方々が入居する住宅をどう建替えあるいは改修していくかというのが大きな課題である。

公営住宅について、どのくらいニーズがあるのかについて見ると、4ページ目の下のほうにあるように、全国で6.6倍の倍率である。特に、東京都内については、大体24倍ぐらいの倍率という厳しい状況になっている。

こうした状況の中、一方で財政的な制約もある。これは、国も地方も同じであるが、その中で、できる限り効率的に住宅を整備、改修し、それを管理していくことは必須だと思っており、これまで公営住宅分野については、民間活用を積極的に進め、また、公共団体においても進めてきていただいている。

狭い意味でのPFI法に基づくPFI事業が37事例、そのほか、PFI法の法律に基づいたものではないが、買取りの公営住宅あるいは借上の公営住宅、さらには団地の中に設けられる福祉施設についての民間活用については数が増えている。さらに管理段階になると、いわゆる地方自治法に基づく指定管理者制度が相当程度普及しており、67の都道府県、政令市中46で指定管理者制度を既に採用している。

大阪府の事例があるが、大阪府を7つのブロックに分け、それぞれ広域的に一定の指定管理者に管理を委ねており、相当程度進めてきたと考えている。

補助制度の中でも民間活用と、そうではないものについてのイコールフットイングを進めており、公共団体が直接建設するもの、買取るもの、それから、BOT方式であっても、

いずれは公共団体のほうに移管されるということを約束していただければ、基本的には、補助率などについてはイコールフットイング化を図っており、遜色ないスキームにしている。

また、これだけ民間活用が進んできたといっても、まだ民間活用について不慣れな公共団体もあるので、そういった公共団体への横展開が課題だと思っており、計画の初期の段階での調査費や導入可能性の調査、基本構想の調査等に、支援を充実させるべく予算拡充が図られてきたところである。

先日、高橋議員も大阪府のほうで現地を見ていただいたと聞いているが、大阪府営住宅の例を1つ載せてある。府営住宅も非常に老朽化した団地が多いが、これを建替えるときに、漫然と建替えるのではなく、一部高層化して土地を空ける。この土地を民間事業者に売却して、そこで財政的な余裕を生み出し、一部は民間の開発に委ね、その原資をもとに、公営住宅を建替えるという、言ってみれば資本のリサイクルのようなものも始めている。これらの横展開というのが、課題だと思っている。

最後に、コンセッション方式について一言申し上げたい。

先ほど、申し上げたように、公営住宅制度は、指定管理者制度を始め、管理部門での民間活用は相当程度進めていると考えているが、コンセッション方式については、今のところ事例がない。家賃は、民間事業者が自由に上げ下げできないという一定の制約があり、この中でコンセッション方式についてのメリットがあるのか、ないのかについて、私どももわからないところがある。

指定管理方式を、恐らく日本一手がけていると言う民間会社にヒアリングをさせていただいたポイントについて述べたい。指定管理者制度とコンセッション方式を比べてみて、基本的には、できる事業の大きな差はない。コストダウンの効果についても、わざわざ指定管理者制度をとっている事業についてコンセッション方式に切りかえるメリットはよくわからないというようなことがあった。

そのほか、細かい点はあるが、今、先ほど申し上げた広い意味でのPPP/PFI、そうしたものについて横展開をするということについては積極的に進めさせていただきたいと考えているが、指定管理者制度が普及する中で、これをコンセッション方式に切りかえていくという大きなメリットが必ずしも見出せないということであるので、特に重点分野として数値目標を定めることについては、いかがかと考えている。

(竹中議員)

まだよく分からないところがあるということであったので、その意味では、半年以内に重点分野として位置づけるもので、数値目標の設定について、先ほど、横展開をしていかれると言っていたが、この点については、我々が書いているということと決して矛盾していないと思いながら聞かせていただいた。後でまた意見を伺いたい。

(塩路国土交通省水管理・国土保全局下水道部長)

交付金の運用の中で、きちんと支援をするようにということである。

前回は申し上げたが、基本的に交付金制度は単年度で運用をしているが、今までも公共団体、さまざまな事情で、1つの工事を年度またがって出せる場合がある。そのときに、後年度の負担というところを実質的に、公共団体が困らないように、毎年度の予算の範囲内で交付金の運用ということで対応してきている。コンセッションについても、同じような運用を図っていきたい。

(田村国土交通省航空局長)

幾つか提案をいただいているが、最初が、地方管理空港のコンセッションの準備事業の諸費用を国が支援するという話である。どういうことが可能なのかということを検討したいと思っているが、これまでも色々な形で財政的支援をやっており、国土政策局でも調査費などを使って検討経費を支援してきたところであるが、さらに航空局の予算の中でどういうことができるのかというのを検討したい。

それから国のコンセッション事業に協力する地方公共団体に対するインセンティブということで、いわゆる運営権対価の一定額を上限に、そのコンセッションを実施する空港について、その対価を施設整備に充てていくという提案であるが、これについては、色々な要素がある。

実は逆に、運営権対価の一定額を上限にとするときに、コンセッションの運営権対価自体が必ずしも、そんなに高額でないケースが多いと思うが、そういう中でも、施設整備で必要なものはやっていかなければいけないと思っているので、そういう意味では、必ずしも額を明示しつつ、その運営権対価そのものを還元していくというよりは、コンセッションに熱心に取組む自治体、特に空港については、我々は必要な施設整備の優先度を上げて、事前に整備をしてあげるといようなことをやっていきたいと思う。

コンセッションの実施されるエリアについて、特区等を活用した積極的な規制緩和ということがあがるが、ここで幾つか、この前も知事のヒアリングの中で要望が出てきたが、いわゆるクリーンエリアあるいは、保安区域に乗客以外のお客さんも入れてあげるといような対応は、オーストラリアなどでは、国内線に限って一部やっているということはある。ほかの国では、やっていないというところはあるが、関係省庁、セキュリティーの面も含めて色々検討して、できる範囲のことは検討させていただきたい。

あとは、到着免税という話もある。これは、一度、税制改正要望でチャレンジしたことがある。この際は、国内で消費されるものに消費税の引上げの議論をしている中、何でこういう減税の要望をするのだと、当局に指摘を受け、実現しなかったということがあり、先進国でも余りやっているところはないというところがある。ただ、これも今後の状況を踏まえながら、できるものについてはチャレンジをしていきたい。

(宮崎厚生労働省健康局水道課長)

厚生労働省の補助金については、以前に説明したように、かなり厳しくなっており、経営の厳しいところ、上位3分の1ぐらいの人にしか今、補助ができないような苦しい状況になっているが、その人たちが、もし、コンセッション事業に移行するということになれば、それは、引き続き補助の対象としたいと考えている。

ただし、これは施設の整備に対する補助金であり、コンセッション事業者は事業運営を行うのであって、施設を所有するわけではないので、施設を所有している人たちに対して、引き続き補助をするという仕組みを考えさせていただけないかと考えている。結果的には、コンセッション事業者にもメリットがあるということで考えている。

広域化の話であるが、これは、まさに水道事業の経営基盤強化のために、広域化を図ることは、非常に重要と考えており、まさに取組を進めている。

昨年度の補正予算から交付金化で、都道府県において広域化に関するリーダーシップを発揮していただくようなお金も用意して支援する仕組みを設けているので、こういった取組を推進することで水道事業の広域化を進めていきたい。

(山下文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長)

利用料金の存在する公共建築物についてはコンセッション方式の導入などについて関係省庁での検討を進める、との御提案をいただいております、文科省としては所管の文教施設について導入可能性を含めて検討してまいりたい。

なお、目標の設定については、公共建築物の多くは地方公共団体が設置しているので、地方の自治事務に対して国が目標を設定することについてはハードルが高いことについてはよく御配慮いただければありがたいと思っています。

(橋本総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当))

まず、一括で運営権対価を支払うということに対する阻害要因で、私どもに関係あるのが、公営企業債の繰上償還に伴う補償金の取扱であると思う。

これは、この会議の席上でも申し上げたが、補償金の取扱については、基本的には、貸手の制度設計によるため、公的資金について、補償金の免除は、現行制度上、災害等真にやむを得ない場合にしか認められていないという実情になる。壁は厚いが、引き続き総務省として関係機関と協議調整を行っていきたい。

2つ目のコンセッション事業に対して、普通交付税の減少要因とならない運用ということ、いわゆる財政上のイコールフットィングを図るということに関しては、ここに書いてある立場と私らは全く同じであり、既にこの内容は、地方団体にも説明しており、周知徹底を図っている。

(藤原内閣府地方創生推進室次長)

「3. コンセッション実施後の地方公共団体に対するインセンティブ」というところで書いてあるように、特区に指定されているエリアであれば、もろもろの規制改革というものもあわせて実施するということとお書きいただいていると思うが、これについては、特区の性質上、特区というものは当然そういったものであるため、全く問題ないと思う。

今、まさに国会で改正特区法を審議しており、やっと先ほど衆議院の本会議を通過したが、その中にも、構造改革特区法上の特例措置として、愛知県を念頭においた、有料道路のコンセッションの項目もあり、そもそも特区でしかコンセッションが認められない分野もまだあるので、コンセッション実施後のみならず、入口のところから特区をぜひ活用いただきたい。

(竹中議員)

様々な意見と指摘をいただき感謝申し上げます。

我々としては、民間議員で協力して、そのプロセスでも何度も相談しており、ぜひ、今ある民間議員ペーパーの内容でお願いしたいと思っている。民間議員がまとめたペーパーと、今、指摘をいただいたことは、方向としては非常に重なっているということは間違いない。ただ、微妙な留意点やギャップのようなものもあろうかと思う。

今までの議論を踏まえて、有識者の福田さんから双方の意見の微妙なずれなどがあれば、取りまとめをしておいていただきたい。

(福田新日本有限責任監査法人インフラ・PPP 支援室長)

伺わせていただき、大分距離が縮まったという率直な印象を受けつつ、説明の中で、こういうところは留意いただきたいというところも何点かあったので、上から確認したいと思う。

1枚目の1。案件形成のための支援は、いろいろ必要だということ、航空局から同意していただきつつ、既存のメニューもあるので、その中でできることを検討したいということであったので、そういう意味では、大きな方向性は合っていると理解した。

2つ目は、これも自治体からのスキームの要望等があった上でという留保条件があったが、色々と環境整備をしていくということについては、内閣府に検討をいただくということで、ここもおおむねすり合ったと思う。

3点目は、これも、今、調整中ということ、民間議員ペーパーとしては、ぜひ導入する方向で検討してほしいが、事務ベースでは検討されると、そこには差はあれ、方向性として、これを議論していこうということに関しては大きなずれはないと思う。

次のページの4つ目、これは補償金の減免も引当金制度の導入も、これは総務省も内閣府も非常に難しいということは指摘されているが、このペーパー上は、例示として挙げた上で、具体策を検討して、あくまでも阻害要因をどう排除するかという観点で検討いただ

いて半年以内に結論を出していただきたいということでいくと、この2つを必ずやれと言うよりは、阻害要因を排除するための検討と書いているので、ぎりぎり、何とか間に合っているであろうと思った。

その下の矢印、これは完全に書かれている内容で良いという話だった。

2ページ目の上から3つ目の矢印は厚労省から施設の所有者を対象にするということと留意いただきたいということと、対象となっているのが、小規模自治体に限られているという話があったが、ペーパー上も地方公共団体を経由して運営権者が活用できる仕組みと書いてある。地方公共団体が施設所有者、公営水道の場合は、自治体が施設を持った状態で運営権が設定されるということを見ると、あくまでも補助金も自治体経由になるという表現であると考えてみると、懸念のところは、一応、ペーパー上はすり合っているのではないかと思う。

矢印の最後のところで、ここも交付金の運用ということで、制度をつくるというよりは、現状の運用の中で最大限やっていくということですり合っていると思う。

次に、2. であるが、「運営権対価の一定額を上限に」という表現をリジットに適用するかどうか、ここは、表現の仕方については少し考慮の余地があるのではないかというのが航空局からの意見ということで、実際、自治体がさまざまこれに協力をする上で、やれる支援はしておられるということと、この辺の表現を、どう最後着地させるか、ここは少し表現部分、考え方というより表現を考える必要が残っていると思う。

3. であるが、規制緩和について、これは、セキュリティーエリアの話や、到着免税など、具体的な内容になると、個別にいろいろ事情があるということだが、このペーパー上は、そういうものを具体的に書いているというよりは、運営権者からの提案に基づいて、できる積極的な規制緩和をやっていこうという表現だと考えると、これも指摘の内容と大きく矛盾することではないと思う。

2ページ目の下のブロックの1つ目の目標も、ここも検討するということは、内閣府から検討していくというお話があったかと思う。

重点分野の対象については、住宅局から、必ずしも運営権だけではない、幅広い PPP/PFI の推進という意見はあったが、付帯事業の併設・活用や、公的不動産の活用も含めた枠組の中で検討すると書いているという意味では、運営権のみということではないので、ある程度議論の幅は一致しているのではないかということである。文科省からの自治体の事業なのでハードルがという話は、ほかの重点分野の、例えば、上下水道なども基本自治体営であるということには変わらない中で、その限界の中でやっているということでいくと、そういう前提ということかと思う。

広域化のところも問題ないという話であった。

最後の一元化を可能にする相談窓口というところも、内閣府はやられるということであった。

これは、私なりに聞いていた理解であるので、意見があろうかと思うが、運営権対価の

キャピタルリサイクルのところの表現をどういうふうにするかというところを少し調整すれば、大きな方向性は合わせられるという印象である。

(竹中議員)

私も同様の理解であり、1の3については調整中ということで、ぜひよろしくお願ひしたい。

4については、困難な問題であるということは、我々も承知しているが、ぜひ、前向きに検討していただきたい。

2の大きな問題について。一定の上限などの表現については、最終的に事務局で両者の意見を勘案して詰めていただき、表現の問題で工夫していただきたい。

3の3番目、半年以内にとということに関しては、住宅局も幅広くその範囲を考えて、ぜひ検討いただきたいと思う。

今の福田さんと、私のサマリーについて、特に意見があるだろうか。

(真鍋国土交通省住宅局住宅総合整備課長)

基本的な方向性については、先ほど申したように、幅広い形でのPPP/PFI、それを全部視野に入れて横展開を図っていくということはそのとおりだと思う。

また、経済財政諮問会議のほうで、高橋議員からも提案があった、大きく言えば、原則化という方針があるので、そちらとどう整合をとっていくのかということも大きな課題だと思うので、引き続き議論し、検討いただければと思う。

(佐々木議員)

公営住宅についてコメントをしたい。

総務省によると、2013年の国内の空き家数820万戸という説明が最近あったと思うが、そのうち、共同住宅が470万戸で6割近くを占めており、その中でも公営、公社などの民営以外の空き家は72万戸あるという話で、さきほどの応募倍率と少しイメージが違うと感じた。

その72万戸の45%に当たる33万戸が、昭和55年以前に建てられた住宅で、築年数35年以上経過しているおり、公営住宅法、同施行令における、耐用年限は、耐火住宅で70年、これは準耐火でも45年と非常に長期で、老朽化の進行により、コストが増加する一方、残存価値そのものは残っているという状態だと思う。

公共施設の耐用年限内の減損は、税金との関連で困難と何回も言われているが、老朽化や維持コストの把握により、合理的に耐用年限を見直していくことが必要だと思う。施設の維持そのものにも税金が投入されることを考慮すれば、民間業者の参画意欲を促すためにも、フェアな減損会計ルールを整備することは必要だと思う。

公営住宅は、住宅弱者にとってのセーフティーネットであるという話だと思うが、応能

応益という話があったが、公営住宅法、同施行令が多分ネックになっていると思う。これに従って、家賃の設定を低く抑えざるを得なく、また、先ほど話したように空き家も多数あるため、民間企業にとっては、事業の成立性の観点からメリットを感じさせる施策が必要である。

さきほど、委託業者からは逆に必要ないという話もあったが、それとはまた別に、建屋の設備の経年劣化による大規模修繕など多大な費用を負担しなければいけないリスクへの対応もある程度必要だと思う。

したがって、公営住宅におけるコンセッションを促すには、老朽化した公営住宅の取り壊しにかかわる費用の負担や、償却損の低減を図るとともに、採算性を含めた事業予測に必要な情報への適切な開示、また、コンセッションを導入した際に、収入制限にかかわらない新たな、例えば、入居者層の拡大、そのための規制緩和なども含めて参入へのモチベーションの向上に主眼を置いた関係制度が必要だと思う。

(真鍋国土交通省住宅局住宅総合整備課長)

公営住宅の空き家については、1年以上空き家になっているものというのは、実は1%未満である。今、言われた数字については、もう少し統計的には幅があると考えられ、瞬間的に空き家のもの、あるいは既に建替えを前提として、もう入居者を募集していないものも含めた総数だと思うが、公営住宅については、実は空き家は零コンマ数パーセントという状況であり、非常に応募倍率は高い。この点、数字の違いがあるので、その点は確認していただきたい。

(佐々木議員)

ぜひ、総務省と調整をしていただきたい。

(真鍋国土交通省住宅局住宅総合整備課長)

統計の対象が違うので、当然そうなると思う。また、例えば、東京都などでは、都営住宅について特別会計をしており、その収支については、かなりガラス張りに近い形になっていると思うが、必ずしも全事業主体でそうはなっていないので、出と入りをどのように公開していくのか、ガラス張りにしていくのが大きな課題であると思う。これも、事業主体が公共団体ということであるので、私どもができることには限りがあると思うが、問題意識としては、持っている。

(佐々木議員)

先ほど少し話したように、指定業者がメリットを感じないというところのバックグラウンドを本当は解決していかないとだめだと思う。そこまでして、コンセッションをやる必要があるのかという話がもちろんあるにしても、そういうことをベースにしていって、い

ろいろ税金を追加的に足していくことに対して、本当に何をしていくかということを考えないと、財政の健全化に結びつかないので、ぜひ、その点についても議論をいただきたい。

(真鍋国土交通省住宅局住宅総合整備課長)

メリットがないというのは、指定管理者制度とコンセッション制度で権限の幅に大きな差がないからであり、指定管理者制度で相当程度メリットを感じていると理解している。

(佐々木議員)

今言ったように、公営住宅法と同施行令を直せば、その差が大きくなると思う。

(真鍋国土交通省住宅局住宅総合整備課長)

家賃の決め方については、これは大きな議論になるところである。

(佐々木議員)

家賃と耐用年数を変えることである。

(真鍋国土交通省住宅局住宅総合整備課長)

耐用年数についても、公営住宅のみの議論では、済まないと思うので、これは大きな議論が必要と思う。

(竹中議員)

コンセッションの議論が始まったときから、指定管理者制度で十分ではないかという議論は随分あった。しかし、いろいろ議論を深めていくと、例えば、公営住宅でも、下に新たな商業施設をつくることや、また別の方法によって、資産の活用という観点からいろんなことがあるのだと思う。

ぜひ、そういうことも含めて、今の佐々木さんの指摘も含めて、半年間で、前向きな議論をしていただければと思う。

(高橋経済財政諮問会議議員)

今の点に関連し、大阪府の公営住宅の例を少し勉強してきた。実は、現物は見えていないが、そこでわかったことは、やはり、耐用年数を長くする、あるいは耐震補強をする、そういったことも含めた長寿命化も当然やっている。ただ、そのときに建替えをするのか、長寿命化でつないでいくのかの考え方については、いろいろ議論がある。長寿命化してしまうと、建替えが遅れるが、そこはいろいろ選択があるという話はあった。

指定管理者については、大阪府の場合は、民間が入っていてきちんとやっているという印象で、管理者が住民の色々なニーズを吸い上げており、結構うまくやっている。

さはさりながら、非常に長いタームで考えると、いつか建替えをしなければならないので、そのときに、竹中さんがいつもおっしゃっている資本のリサイクルが出てくる。公的資本のストックをどう活用していくかということで、大阪府の例でも、建替えをするときに、高層化し、福祉関連施設を入れる、それから浮いた土地を民間に売却できる場合は売却するという形で、いろいろ資本のリサイクルを活用するようなことはやっていた。

大阪府の例は、極めて先駆的な例だと思うので、これをいかに横展開していくか、特に公営住宅は、市町村だと、なかなかコンセッションやPPPは難しいとは思いますが、少なくとも、県レベルであれば、もう大々的にやっていかなければいけないと思う。

そのときも、必ずしもコンセッションではないが、広い意味でのPPPを、どんどん横展開してやっていくということについては、当然のことだと思う。

(岡議員)

このテーマで、毎回、私が申し上げていることは、事業を引き受けた運営権者、民間事業者が長期にわたって持続性のある事業として運営できる環境を用意しなければ、残念ながらPFI/PPPは成立しないということである。

本日のテーマは、その運営権者がそのように感じるための1つの切り口として地方公共団体に対する色々なインセンティブについて言及がなされていると思うが、その先にあるのは、運営権者あるいは事業者がその事業をしっかりとやっていけるようにするためだという視点から、ぜひ突っ込んだ検討をいただければと思う。

(竹中議員)

本日は、高橋議員に来ていただいている。経済財政諮問会議との整合性、連携がすごく必要だと本当に思うが、諮問会議で、まだこれから議論しなければいけない、20万都市を原則とするということをどのようにやっていくか、それと数値目標との整合性、その問題が1つある。

もう一つは、公営企業債の繰上償還に関して。困難な問題であるということは、我々も皆承知をしているが、補償金なしでの繰上償還を認める制度の導入を検討するという提言があり、地方からのヒアリングでも同じようなイコールフットィング、資産を普通会計に移行した場合でもイコールフットィングになるような仕組の提言があった。

これは、財政及び地方財政の根幹にかかわるような問題が出てくるが、諮問会議として、今のような全体の大きな目標の話と、この繰上償還の話と、この2点に関して、どのような取組をされるか、コメントをいただきたい。

(高橋議員)

数値目標については、まず、諮問会議側の検討の仕方ということで申し上げますと、PPP

／PFI、コンセッションも含め、ここの現行プランについて、全体の拡充を目指すということをはっきり書く。

また、そのときに、当然対象分野あるいは横展開ということが必要になるので、対象分野については、上下水道や公営住宅、空港といった分野について広げていく、あるいは各地域で横展開していくということを書いている。

さらに、諮問会議の民間議員として主張しているのは、20万以上の都市については、PPP／PFIの導入を原則化すること。このときには、コンセッションそのものを名指ししているわけではなく、また全施設ということではないが、20万以上の都市であれば、公共施設についてPPP／PFIの検討はしていただきたいというこちらからの主張について、その答えをいただくべく、今、待っているところである。

一方で、いわゆる、自治体が持っているハコモノ全体も課題であるが、ここは28年度までに公的資産の総合管理計画をつくっていただくということになり、総務省から相当強く各自治体に指導していただいております、そのときに、建て替えの問題が出てくるため、PPP／PFI、コンセッションも含めた民間活用ということで、いろんな手立てを考えていただくという観点からも後押しをしていくということになると思う。したがって、対象分野を広げ、横展開していくということで数値目標に届くという考え方をしている。

それから、当然、イコールフットィングにしなければならないということを言及しており、その検討として残っている項目については、具体的に何をどうするところについての記述は入れていないが、引き続き検討するということをきちんと書くところまではいっている。

(竹中議員)

できれば、検討をいつまでにやるかという点は、よろしくお願ひしたい。

本日は、羽深統括官に来ていただいているが、まさに、ここと諮問会議の両方をつなぐお役目の事務方の責任者でいらっしゃるが、これまでの議論を踏まえて、もし、コメントがあれば、お伺ひしたい。

(羽深内閣府政策統括官(経済社会システム担当))

やはり、PPP／PFIを広げていくということは、国や自治体、それから、民間活力という意味で、皆がWin-Winになることだと思う。それが、いろいろな障害があつて進まないということではいけないので、今、高橋議員や竹中議員からお話があつたようなことで、我々も体制を強化したい。それから、地方に、20万以上というのは、我々も汗をかきながら総務省と連携しながら、進むようにいろいろ段取りをしていきたい。

(竹中議員)

総括的な取りまとめの観点から、有識者としての福田さんには、これまでいろいろとコ

ントリビュートしていただいた。最後に何か有識者としてのコメントをいただきたい。

(福田新日本有限責任監査法人インフラ・PPP 支援室長)

非常に議論されているので、私の立場であまり実務的な観点からコメントすることはない。ただ、やはり、議論を通じて非常に感じたのは、自治体、もちろん、最終的には企業が活躍しなければ PPP、コンセッションはうまくいかないが、ただ、やはり一義的には案件を生み出す地方公共団体が案件をつくらないと、企業には提案の機会も与えられない。そういう意味では、自治体にとって、一方で、この方法論、目的としてやるというよりは意味があるからやるということだと思うので、そういう意味では、地方公共団体の中で、これに意味があると感じて、いろいろな問題提起をされた方々が、こういう場で提案して、それが国において真摯に受けとめられて、仕組がつけられていくという、そういうサイクルが回っているということに非常に感動しており、引き続き、専門家としてかかわれることがあれば、何でもやらせていただきたいと思っている。

(竹中議員)

西村副大臣には、たびたび出席していただき、ずっとこれまでもいろいろとご尽力いただき感謝申し上げます。

方向としては一致しているが、微妙に表現をどうするかといったことや、特に住宅の問題等々でさらに深めなければいけない問題もあろうかと思う。その意味で、まだ、クリアになっていない点も少しあるが、ここはやはり残った部分は政務で引き取っていただいて、強力なリーダーシップをぜひ発揮していただきたいということをお願いしておきたい。我々が議論できるのは、この取りまとめに関しては、ここまですると思うので、あとは、ぜひ、政務のほうでよろしくお願ひしたい。

(西村内閣府副大臣)

民間議員、関係府省の皆様には、熱心且つ活発な議論をいただき感謝申し上げます。

これまでも議論を積み重ねてきており、一定の方向性を共有できたところだと思う。残された課題も幾つかあるが、1つのポイントは、公共がやる場合と、民間企業がやる場合でのイコルフットィングである。これは、法人税についても一定のやり方、匿名組合をつくるなど工夫をすれば、そこはクリアできるという方向が出されている。また、地方公共団体にとっても自分がやる場合と、PPP/PFI、コンセッションを出す場合と、地方交付税でもこれはイコルフットィングしていただけるということで、そこまでは一定の方向性が出されているところである。また、規制緩和や広域化、それから窓口の一元化など、これらについても方向性を出していただいているので、具体的な案件に沿いながら、ぜひ、進めていただきたいと思う。

一方で、まだ解決できていない課題もあり、運営権対価を最初に一括で支払うようなケ

ースや、幾つかのケースがある。これについては、なかなか難しいところではあるが、ぜひ、1つには国・地方にとり、財政再建に大きく寄与するという点と、それから、新しい民間のビジネスをもっと広げていくという、これはまさに競争力会議と諮問会議の双方からの課題として提案をなされているテーマであるので、ぜひ、今月末を目途に、今、取りまとめを進めている骨太の方針あるいは成長戦略の改訂版の中で、一定の方向を出していきたいと思うので、残された課題についても関係府省には協力をいただきたいと思います。また、我々政務の立場からも、また議論をして、ぜひいい方向で取りまとめていきたいと思うので、民間議員の皆様方も引き続きの協力をお願いしたい。

(以上)